

扶養対象児童申告書

平成 22 年税制改正により，所得税・個人住民税の扶養控除について，年少扶養控除が廃止されました。

このことに伴い，国分寺市では，所得税が増額されることによる学童クラブ費への影響がないよう，年少扶養控除の廃止前の旧税額の計算方法により学童クラブ費を算定します。

つきましては，旧税額を算定するために必要ですので，平成 30 年 1 月 1 日時点における，0 歳から 15 歳までの児童の扶養状況を申告願います。

対象児童の生年月日：平成 14 年 1 月 2 日～平成 30 年 1 月 1 日

	0 歳～15 歳の扶養対象児童名 (平成 30 年 1 月 1 日時点)
(父)	
氏名.....	
(母)	
氏名.....	
(祖父・祖母)	
氏名.....	

記入上の注意

- ・扶養している方の氏名を左欄に，扶養対象児童名を右欄にご記入ください。
- 父，母どちらかの扶養にするかは，源泉徴収票等の「16 歳未満扶養親族」の欄をご参照ください。
- ・祖父母等が扶養する場合は，祖父又は祖母に○をし，右欄に児童名をご記入ください。